information

耐震診断費用の一部を助成します

受付期間は5月16日（月）から8月31日（水）まで

安全で安心なまちづくりを目指すことを目的に、戸建て木造住宅の耐震診断を行う、次の条件に該当する住宅の所有者の方を対象に、補助金を支給します。

○補助対象建築物

（次のいずれにも該当するもの）

①阿蘇市内に存在する戸建て木造住宅で、現に居住の用に供しているもの。（アパート、借家は含まない。）

②在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下の住宅。

③昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅。（一部併用住宅を含む）

④過去に補助を受けていない住宅。

○補助対象者

①補助対象住宅を所有している方で、市税等の滞納がない方。

②住宅の共有者がいる場合は、事業の実施について全員の承諾が得られる方

○補助金の額と募集戸数

耐震診断に要する経費の3分の2以内の額で、1戸につき8万6千円を限度とします。

○募集戸数　10戸

○申請書の配布

申請書の配布は、平成23年5月16日(月)から阿蘇市役所本庁2階土木部建設課にて配布します。

○申込先　申請書に必要事項の記入及び必要添付書類を添付し、社団法人熊本県建築士会阿蘇支部事務局：家入誠建築研究所(西町86番地1　佐藤ビル2階　☎34-2377)に提出してください。

○受付期間

5月16日(月)から8月31日(水)午前9時から午後4時まで

問い合わせ先　建設課建設係　☎22－3187

information

民生委員・児童委員は地域の方々の相談相手です

5月12日は、この日に民生委員制度が創設されたことから「民生委員・児童委員の日」と定められています。

民生委員・児童委員は民生委員法、児童福祉法に基づく地域のボランティアとして、住民の皆さんの生活上の相談に応じ、必要な援助を行っています。子どもや子育ての相談・援助を専門に担当する主任児童委員も設置されています。

守秘義務に則って相談内容の秘密は固く守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行います。阿蘇市においては、現在86名の民生委員・児童委員が活動していますので、福祉に関する悩みや心配事など、生活の中でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

1 社会調査のはたらき
担当地区内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

2 相談のはたらき
地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

3 情報提供のはたらき
社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

4 連絡通報のはたらき
住民が個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

5 調整のはたらき
住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図れるように支援します。

6 生活支援のはたらき
住民の求める生活支援を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

7 意見具申のはたらき
活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて関係機関などに意見を提起します。

問い合わせ先　健康福祉課総合福祉係　☎22－3167